

事務連絡

令和5年12月11日

有料老人ホーム管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針において令和5年度末で経過措置期間を終了する事項等について

本県の高齢者福祉施策の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成16年3月17日付け高保第764号。以下「指針」といいます。）において、下表に掲げる事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）で経過措置期間が終了する予定となっておりますので、遺漏がないよう必要な御準備及び御対応をお願いします。

なお、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても指針が適用されますので、御留意ください。

事項	該当指針	指針（抜粋）	備考
職員の研修	8（2）イ	介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けています。
業務継続計画の策定等	9（4）	ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発	

		<p>生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。</p> <p>イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
衛生管理等	9 (6)	<p>感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</p> <p>イ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	
高齢者虐待の防止	10 (15) イ～オ	<p>設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。</p>	

		エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
--	--	--	--

問合せ先

保健・居住施設グループ

担当 山本・鎌田

電話 (045)210-4856. (内線 4856)